医業経営情報

REPORT

Available Information Report for Medical Management

医業経営

新型コロナウイルスの感染拡大防止

オンライン診療の概要と対応策

1 感染拡大に伴う政府の対応

2 オンライン診療等によるコロナ対応

3 オンライン診療等の報酬と軽症者への対応

4 オンライン診療の手順とQ＆A

2020
6
JUN

日新税理士事務所

1 | 感染拡大に伴う政府の対応

1 | 新型コロナウイルス感染症の発生動向

世界的に新型コロナウイルスが流行しています。国内において新規感染者数は下火となりましたが、まだまだ予断を許さない状況です。

新型コロナウイルスの感染患者数の状況については、下記のグラフのように４月に入ってから大幅に増加しました。

◆新型コロナウイルス感染症の国内発生動向

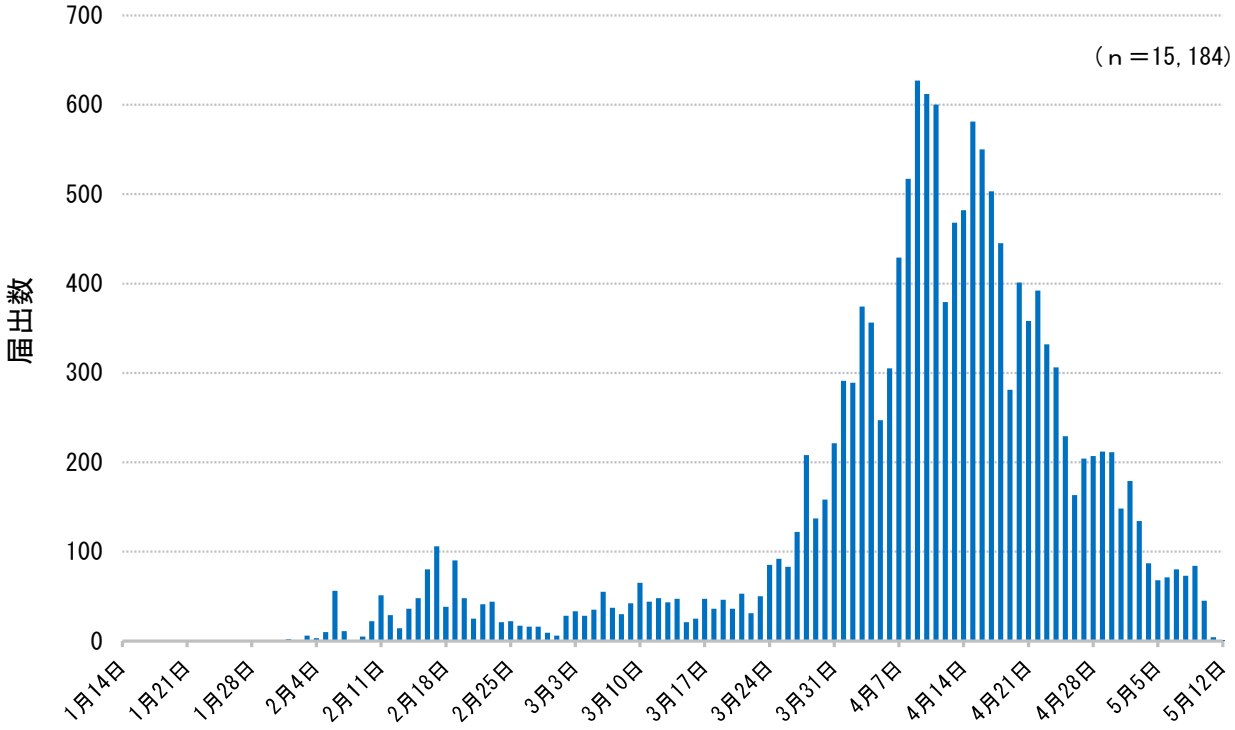

（出典）国立感染症研究所　報告日別新型コロナウイルス感染症届出数（2020 年5月 12 日まで）

こうした患者数の増加に伴い、令和２年４月７日に新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発令され、一部の区域が対象となり、さらに、令和２年４月 16 日に対象地域が全都道府県に拡大されることになりました。その後安倍首相は、５月 25 日に首都圏と北海道で続いていた新型コロナウイルスに関する緊急事態宣言を解除すると表明し、約 1 カ月半ぶりに全面解除となりました。

2｜新型コロナウイルス感染症対策の方針について

政府は新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針として以下のことを示しています。医療機関においても、三密（密閉・密集・密接）をできるだけ防ぐため、接触機会を減らすことや患者間の距離に配慮した待合室などの工夫が求められています。

◆新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針（一部抜粋）

情報提供・共有及びまん延防止策により、各地域においてクラスター等の封じ込め及び接触機会の低減を図り、感染拡大の速度を抑制する。

（出典）首相官邸　新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

3｜オンライン診療のさらなる活用の検討

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、医療機関の受診が困難になりつつあることに鑑みた時限的・特例的な対応として、新型コロナウイルスへの感染を疑う患者等についても電話やオンライン診療の活用ができるよう検討され、保険対応できるようになりました。

◆新型コロナウイルスの感染拡大状況を踏まえたオンライン診療の活用について

① 継続した発熱等、**新型コロナウイルスへの感染を疑う患者の治療**	✓ **新型コロナウイルスへの感染を疑う患者の診療（診断、治療等）を電話やオンラインで行うことは、**下記の理由等により、**感染の拡大や重症化により致死率が高くなるリスクがあり困難。** ・適切な検査（PCR検査等）が困難であり、正確な診断ができない。 ・視診と問診のみによる重症度の評価は困難。 ・他疾患（喘息や他の感染症等）を見逃すリスクが高い。	×
② 軽度の発熱、上気道症状、腹痛、頭痛等について、対症療法として**解熱剤等の薬を処方**		
③ 既に診断され、治療中の慢性疾患を有する患者の**血圧上昇等の症状の変化への対応**	✓ 感染のリスクに鑑み、かかりつけ医等の判断で、**既に診断され治療中の疾患の症状の変化については、**診療計画を変更した上で、**電話やオンライン診療による薬剤の処方を可能とする。**	○
④ 地域によっては、帰国者接触者相談センター・外来へのアクセスが過多である場合があり支援が必要。	✓ **かかりつけ医等が、電話による相談やオンライン受診勧奨を行う。**（帰国者・接触者相談センターの業務委託を受けて行うことも可能。）	○
⑤ 新型コロナウイルス感染症のまん延期においては、重症者への医療を確保する必要がある。	✓ 感染が拡大した場合において、新型コロナウイルス陽性の**無症候・軽症患者に対し、**対面診療による診断後、在宅での療養が必要な期間中、**電話による相談やオンライン診療等を用いて在宅での経過観察を行う。**	○

現在の流行状況を踏まえて、①②について再度検討する。

（出典）厚生労働省　オンライン診療の適切な実施に関する指針の見直しに関する検討会

4｜世界で拡大するオンライン診療

新型コロナウイルスの感染者数について世界に目を向けると、アメリカをはじめ、現在も多くの患者数を抱える国があります。

◆新型コロナウイルス国別感染者数の推移

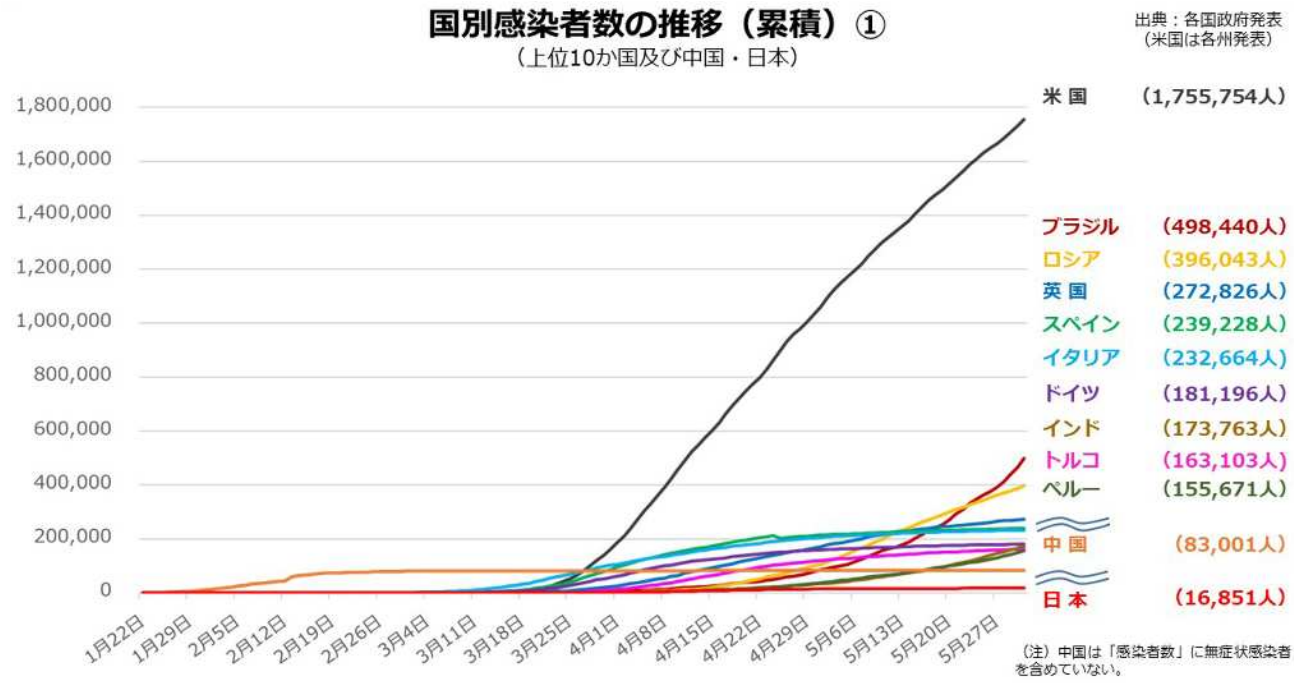

（出典）外務省　海外安全ホームページ　各国・地域における新型コロナウイルスの感染状況（5月31日）

アメリカでは、患者数の増加に伴い公的医療保険「メディケア」でオンライン診療の保険適用範囲を大きく拡大し、州政府も同時期に民間保険会社に保険適用できるように指示しました。

イギリスでは、国民医療制度（ＮＨＳ）において、保健医療サービス会社であるバビロン・ヘルスの開発したオンライン診断アプリを保険適用としています。このアプリでは人工知能（ＡＩ）による症状の分析が行われ、受診の必要性の有無なども含め、「診断」にまで踏み込むような回答をしてくれます。さらに、アプリ上で医師との遠隔健康相談、医療機関の受診予約が可能となっています。

こうしたオンライン診療の世界的な普及が進む中、日本においても株式会社ＬＩＮＥが今夏にオンライン診療アプリをリリースする予定です。国内のユーザー数が 8,000 万人を超えるＬＩＮＥがサービスをスタートさせるとなると、国内においてもオンライン診療が大きく普及する可能性が高くなります。

2｜オンライン診療等によるコロナ対応

1｜初診からの電話や情報通信機器を用いた診療について

患者から電話等により診療等の求めを受けた場合、診療等の求めを受けた医療機関の医師は、当該医師が電話や情報通信機器を用いた診療により診断や処方が当該医師の責任の下で医学的に可能であると判断した範囲において、初診から電話や情報通信機器を用いた診療により診断や処方をして差し支えないこととしています。ただし、麻薬及び向精神薬の処方は認められていません。

◆初診からの電話や情報通信機器を用いた診療の実施要件

- できる限り、過去の診療録、診療情報提供書、地域医療情報連携ネットワーク（※）または健康診断の結果等（以下「診療録等」という。）により当該患者の基礎疾患の情報を把握・確認した上で、診断や処方を行うこと。
- 診療録等により当該患者の基礎疾患の情報が把握できない場合は、処方日数は７日間を上限とするとともに、麻薬及び向精神薬に加え、特に安全管理が必要な医薬品（いわゆる「ハイリスク薬」）として、診療報酬における薬剤管理指導料の「１」の対象となる薬剤（抗悪性腫瘍剤、免疫抑制剤等）の処方をしてはならないこと。

※患者の同意を得た上で、医療機関間において、診療上必要な医療情報（患者の基本情報、処方データ、検査データ、画像データ等）を電子的に共有・閲覧できる仕組み

なお、医師が電話や情報通信機器を用いた診療により、診断や処方を行うことが困難であると判断し、診断や処方を行わなかった場合、対面での診療を促す、または他の診療可能な医療機関を紹介するといった対応を行うことは受診勧奨に該当し、こうした対応は医師法に規定する応招義務に違反するものではありません。

2｜初診からの電話や情報通信機器を用いた診療の留意点

初診から電話や情報通信機器を用いて診療を行う場合は、次のアからウまでに掲げる条件を満たした上で行わなければなりません。

◆初診から電話や情報通信機器を用いた診療を実施する場合の留意点（一部抜粋）

ア）初診から電話や情報通信機器を用いて診療を行うことが適していない症状や疾病等、生ずるおそれのある不利益、急病急変時の対応方針等について、医師から患者に対して十分な情報を提供し、説明した上で、その説明内容について診療録に記載すること（※）。

※説明に当たっては、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」Ｖの１．（１）に定める説明や同意に関する内容を参照

イ）医師が地域における医療機関の連携の下で実効あるフォローアップを可能とするため、対面による診療が必要と判断される場合は、電話や情報通信機器を用いた診療を実施した医療機関において速やかに対面による診療に移行する。または、それが困難な場合は、あらかじめ承諾を得た他の医療機関に速やかに紹介すること。

ウ）電話や情報通信機器を用いて診療を行う場合においては、患者のなりすましの防止や虚偽の申告による処方を防止する観点から、以下の措置を講じること。

・視覚の情報を含む情報通信手段を用いて診療を行う場合は、患者については被保険者証により受給資格を、医師については顔写真付きの身分証明書により本人確認を、互いに行うこと。その際、医師にあっては医師の資格を有していることを証明することが望ましい。

・電話を用いて診療を行う場合は、当該患者の被保険者証の写しをファクシミリで医療機関に送付する、被保険者証を撮影した写真の電子データを電子メールに添付して医療機関に送付する等により、受給資格の確認を行うこと。

・電話を用いて診療を行う場合であって、上記に示す方法による本人確認が困難な患者についても、電話により氏名、生年月日、連絡先（電話番号、住所、勤務先等）に加え、保険者名、保険者番号、記号、番号等の被保険者証の券面記載事項を確認することで診療を行うこととしても差し支えないこと。

・虚偽の申告による処方が疑われる事例があった場合は、その旨を所在地の都道府県に報告すること。

●その他の留意事項

患者が保険医療機関に対して支払う一部負担金等の支払方法は、銀行振込、クレジットカード決済、その他電子決済等の支払方法により実施して差し支えない。

３｜2度目以降の診療を電話や情報通信機器を用いて実施するケース

（1）既に対面で診断され、治療中の疾患を抱える患者について

当該患者に対して、これまでも処方されていた医薬品を処方することは事前に診療計画が作成されていない場合であっても可能となります。

また、当該患者の当該疾患により発症が容易に予測される症状の変化に対して、これまで処方されていない医薬品の処方をしても差し支えありません。ただし、次に掲げる場合に応じて、それぞれの要件を満たす必要があります。

◆実施要件（一部抜粋）

ア）既に当該患者に対して定期的なオンライン診療（※）を行っている場合

オンライン診療を行う前に作成していた診療計画に、発症が容易に予測される症状の変化を新たに追記するとともに、当該診療計画の変更について患者の同意を得ておくこと。なお、上記により追記を行う場合においては、オンライン診療により十分な医学的評価を行い、その評価に基づいて追記を行うこと。

イ）これまで当該患者に対して定期的なオンライン診療を行っていない場合（既に当該患者に対して２月 28 日の各衛生主管部（局）宛ての事務連絡に基づき電話や情報通信機器を用いた診療を行っている場合を含む。）

電話や情報通信機器を用いた診療により生じるおそれのある不利益、発症が容易に予測される症状の変化、処方する医薬品等について、患者に説明し、同意を得ておくこと。また、その説明内容について診療録に記載すること。

※「オンライン診療の適切な実施に関する指針」が適用され、指針に沿って行われる診療のこと。

(2)電話や情報通信機器を用いて初診を行った患者について

電話や情報通信機器を用いて初診を行った患者に対して、２度目以降の診療も電話や情報通信機器を用いて行う場合については、「初診からの電話や情報通信機器を用いた診療の実施」の記載に沿って実施することとしています。

4｜処方箋の取扱い及び実施状況の報告について

患者が、薬局において電話や情報通信機器による情報の提供及び指導（以下「服薬指導等」という。）を希望する場合は、処方箋の備考欄に「0410 対応」と記載し、当該患者の同意を得て、医療機関から患者が希望する薬局にファクシミリ等により処方箋情報を送付します。その際、医師は診療録に送付先の薬局を記載し、医療機関は、処方箋原本を保管して処方箋情報を送付した薬局に当該処方箋原本を送付することになります。

初診からの電話や情報通信機器を用いた診療により処方を行う際、診療録等により患者の基礎疾患を把握できていない場合は、処方箋の備考欄にその旨を明記します。

なお、院内処方を行う場合は、患者と相談の上、医療機関から直接配送等により患者へ薬剤を渡すことも可能です。

初診からの電話や情報通信機器を用いた診療や受診勧奨を行う医療機関は、その実施状況について所在地の都道府県に毎月報告を行うことが求められます。

3｜オンライン診療等の報酬と軽症者への対応

1｜電話や情報通信機器を用いた診療における点数

(1)初診料

電話や情報通信機器を用いて初診を行った場合については、通常の初診料の点数である288点ではなく、214点となります。これは、対面診療に比べ得られる情報や提供できる医療内容が限定されることを考慮し、設定されているようです。ただし、処方料や処方箋料については、通常どおりの点数を算定することができます。

●電話や情報通信機器を用いた初診料……214点

◆診療報酬上の臨時的な取扱いについて

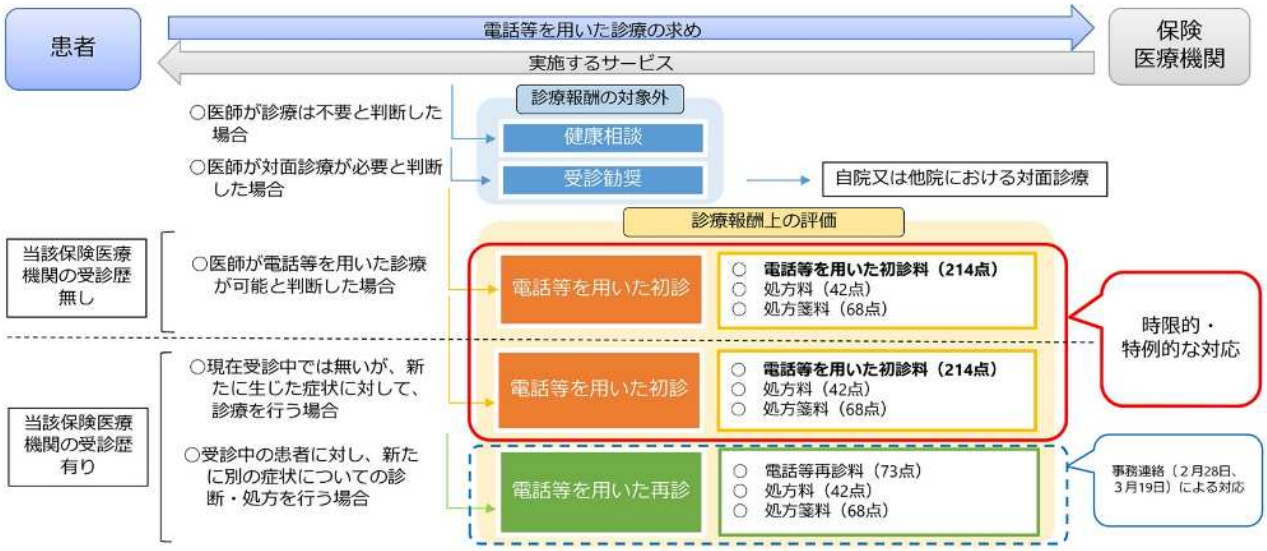

（出典）厚生労働省　中央社会保険医療協議会総会　令和２年４月10日資料

(2)再診料

２度目以降の診療を、電話や情報通信機器を用いて行った場合は、診療所及び200床未満の病院は再診料（73点）を算定することが可能です。なお、オンライン診療料に該当する場合も特例として再診料（73点）を算定できます。

●電話や情報通信機器を用いた再診料……73点

(3)その他の報酬上の扱い

慢性疾患を有する定期受診患者に対して、電話や情報通信機器を用いた診療及び処方を行う場合について、電話や情報通信機器を用いた診療を行う以前より、対面診療において診療計画等に基づき療養上の管理を行い、管理料等を算定していた患者に対して、電話や情報通信機器を用いた診療においても当該計画等に基づく管理を行う場合は、月１回に限り 147 点を算定できる扱いとなりました。

◆情報通信機器を用いた場合の点数が規定されている管理料等

●慢性疾患を有する定期受診患者に対する電話や
情報通信機器を用いた診料……147 点（月）

2｜オンライン診療料の施設基準緩和

新型コロナウイルスの感染拡大で医療機関の受診が困難になりつつあることに鑑み、オンライン診療料の施設基準のうち「一月あたりの再診料等及びオンライン診療料の算定回数に占めるオンライン診療料の割合が１割以下であること」については、時限的・特例的な対応として、新型コロナウイルスの感染が拡大している間は適用しない扱いとなりました。

◆オンライン診療料の概要

A003　オンライン診療料　　71点（月1回）

［算定要件］
（1）対面診療とビデオ通話が可能な情報通信機器を活用した診療（オンライン診療）を組み合わせた診療計画を作成し、当該計画に基づいて計画的なオンライン診療を行った場合に算定。連続する3月の間に対面診療が一度も行われない場合は算定できない。
（2）日常的に通院又は訪問による対面診療が可能な患者を対象として実施すること。患者の急変時等の緊急時には、原則、当該医療機関が必要な対応を行うこと。ただし、やむを得ず対応できない場合は、事前に受診可能な医療機関を説明し、計画に記載しておくことでよい。
（3）オンライン診療を行う医師は、対面診療を行った医師と同一の医師であること。また、オンライン診療は当該保険医療機関内で行うこと。
（4）厚生労働省の定める情報通信機器を用いた診療に係る指針（オンライン診療の適切な実施に関する指針）に沿って診療を行うこと。

算定イメージ　（初診から最短でオンライン診療を活用する場合）　　○:対面診療（再診）　●:オンライン診療

1月目	2月目	3月目	4月目	5月目	6月目	7月目	8月目	9月目	10月目	11月目	12月目
初診	○	○	○	●	●	○	●	●	○	●	●

事前の3月の対面診療　・医師－患者関係の構築　・状態の安定の確認　オンライン診療を活用可　計画に基づき、対面診療と組み合わせて実施

［対象患者］
オンライン診療料が算定可能な患者は以下①～②について3月以上診療を行っており、かつ、オンライン診療を実施する直近3月の間、毎月対面診療を行っている患者。（直近2月の間にオンライン診療料の算定がある場合を除く。）
① 下表の医学管理料等を算定する患者

特定疾患療養管理料	てんかん指導料	糖尿病透析予防指導管理料	認知症地域包括診療料	在宅時医学総合管理料	在宅自己注射指導管理料※
小児科療養指導料	難病外来指導管理料	地域包括診療料	生活習慣病管理料	精神科在宅患者支援管理料	

② 事前の対面診療・画像検査等で一次性頭痛と診断されている慢性頭痛患者

※糖尿病、肝疾患（経過が慢性なもの）又は慢性ウイルス肝炎に限る。

［施設基準］
（1）厚生労働省の定める情報通信機器を用いた診療に係る指針に沿って診療を行う体制を有すること。
（2）一月あたりの再診料等（電話等再診は除く）及びオンライン診療料の算定回数に占めるオンライン診療料の割合が1割以下であること。

（出典）厚生労働省　中央社会保険医療協議会総会　令和2年4月 10 日資料

3｜自宅療養又は宿泊療養する軽症者等に対する診療等

患者が増加し重症者等に対する入院医療の提供に支障をきたすおそれがあると判断する都道府県では、入院治療が必要ない軽症者等は自宅療養または宿泊施設等での療養としています。

こうした軽症者等に対して行われる電話や情報通信機器を用いて診療する場合の扱いについては以下の通りとなります。

◆軽症者等に対して行われる電話や情報通信機器を用いて診療する場合の扱い

①新型コロナウイルス感染症の増悪が疑われる場合や、それ以外の疾患が疑われる場合において、当該患者の診断を行った医師または新型コロナウイルス感染症の診断や治療を行った医師から情報提供を受けた医師は、医学的に電話や情報通信機器を用いた診療により診断や処方が可能であると判断した範囲において、患者の求めに応じて、電話や情報通信機器を用いた診療により、必要な薬剤を処方してもよい。

②処方箋を交付する際、医師は、自宅療養または宿泊療養する軽症者等に対する処方であることが分かるよう、処方箋の備考欄に「ＣｏＶ自宅」または「ＣｏＶ宿泊」と記載すること。また、処方する薬剤を配送等により患者へ渡す場合は、当該患者が新型コロナウイルス感染症の軽症者等であることを薬局や配送業者が知ることになるため、それについて当該患者の同意を得る必要がある。

当該処方について、薬局で調剤する場合は、薬局における当該患者に対する服薬指導は電話や情報通信機器を用いて行ってもよい。

※ＣｏＶ：covid-19

4｜オンライン診療等の周知について

電話や情報通信機器を用いた診療を実施する医療機関については、厚生労働省のホームページ等で公表しています。このため、医療機関については所定の様式に基づき、都道府県に報告することが求められています。

また医療機関は、電話や情報通信機器を用いた診療を実施していることについて、その旨を医療に関する広告として公表することが可能となりました。

4｜オンライン診療の手順とQ＆A

1｜オンライン診療の手順

電話・オンライン診療の手順として医療機関向けのマニュアルが厚生労働省から公表されました。以下に、そのマニュアルの内容に沿って、電話による診療の場合とオンラインによる診療の場合に分けて説明いたします。

(1)電話による診療の場合

電話による診療を行う場合は、都道府県の窓口に届出を行います。 その際、対面診療が必要な場合に紹介する予定の医療機関がある場合は、事前に了承を得た上で、所定の欄に記入します。ホームページ等において、電話による診療を行う旨、対応可能な時間帯、予約方法等を記載します。

ホームページに、診療が困難な症状や対面診療が必要になる場合があることを記載することによりトラブルを未然に防ぐことができます。

◆事前の予約について(医師以外のスタッフが電話対応したことを想定)

①患者から電話による診療の求めがあった場合、予約の調整を行う。
②患者に対し、症状によっては電話では診断や処方とならず、対面診療や受診勧奨になることを伝える。
③当該患者の被保険者証の写しをファクシミリで送付させることや、被保険者証を撮影した写真の電子データを電子メールに添付して送付させること等により、受給資格の確認を行う。
④上記に示す方法による本人確認が困難な患者については、電話により氏名、生年月日、連絡先（電話番号、住所、勤務先等）に加え、保険者名、保険者番号、記号、番号等の被保険者証の券面記載事項を確認する。
⑤あわせて、患者の利用する支払方法を確認する。(銀行振込、クレジットカード決済、その他電子決済等の支払方法により実施してもよい)

◆診療

①予約時に患者から聞き取った電話番号に電話をかける。
②電話による診療では診断や処方が困難な場合は、対面での受診を推奨する。
※受診勧奨のみで終了した場合については、診療報酬は算定できないことに注意。

◆診療後

①処方箋を発行する際に、患者が電話等による服薬指導等を希望する場合は、備考欄に「0410 対応」と記載し、患者が希望する薬局に処方箋情報をファクシミリ等で送付する。（処方箋原本は可能な時期に薬局に郵送等により送付）
②精算手続きを行う。領収証と明細書をファクシミリ、電子メールまたは郵送等により無償で患者に交付する。
③初診の患者を診療した場合は、所定の調査票に必要事項を記入し、月に一度取りまとめて都道府県庁へ報告する。

(2)オンラインによる診療の場合

オンラインによる診療を行う場合も都道府県の窓口に届出を行います。その際、対面診療が必要な場合に紹介する予定の医療機関がある場合は、事前に了承を得た上で、所定の欄に記入します。

ホームページ等において、オンラインによる診療を行う旨、診療科、担当する医師とその顔写真、対応可能な時間帯、予約方法等を記載します。

◆事前の予約

①Ｗｅｂ予約等の予約管理機能がある医療機関はシステムから予約を受け付ける。もしくは、電話で予約を受け付ける。
②患者に対し、症状によってはオンラインによる診療では診断や処方とならず、対面診療や、受診勧奨となることを伝える。
③この時に、当該患者の被保険者情報を入力してもらうことなどにより、受給資格を事前に確認しておく。
④あわせて、患者の利用する支払方法を確認する。（銀行振込、クレジットカード決済、その他電子決済等の支払方法により実施してよい。）

◆診療

①アプリケーションやテレビ電話を用いて患者のデバイスに医師側から接続する。
②顔写真付きの身分証明書や医師免許証を提示し、本人であることと医師であることを証明する。
③患者に被保険者証を提示させ、受給資格を確認し、確認できたら診察を開始する。
④オンラインによる診療では診断や処方が困難な場合は、対面での受診を推奨する。
※受診勧奨のみで終了した場合については、診療報酬は算定できないことに注意。

◆診療後

①処方箋を発行する際に、患者が電話等による服薬指導等を希望する場合は、備考欄に「0410 対応」と記載し、患者が希望する薬局に処方箋情報をファクシミリ等で送付する。（処方箋原本は可能な時期に薬局に郵送等により送付）
②精算手続きを行う。領収証と明細書をファクシミリ、電子メールまたは郵送等により無償で患者に交付する。
③初診の患者を診療した場合は、所定の調査票に必要事項を記入し、月に一度取りまとめて都道府県庁へ報告する。

2｜オンライン診療等に関するＱ＆Ａ

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて、Ｑ＆Ａを紹介いたします。

Q	小児科外来診療料及び小児かかりつけ診療料の施設基準の届出を行っている保険医療機関において、6 歳未満の乳幼児または未就学児に対して、初診から電話や情報通信機器を用いた診療により診断や処方をする場合について、どのように考えればよいか。
A	初診料の注２に規定する 214 点を算定すること。なお、この場合において、診断や処方をする際は、「新型コロナウイルスの感染拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和２年４月 10 日厚生労働省医政局医事課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡。）や別紙における留意点等を踏まえ、適切に診療を行うこと。また、その際、医薬品の処方を行い、またはファクシミリ等で処方箋情報を送付する場合は、調剤料、処方料、処方箋料、調剤技術基本料、または薬剤料を算定することができる。
Q	保険医療機関において検査等を実施し、後日、電話や情報通信機器を用いて、検査結果等の説明に加えて、療養上必要な指導や、今後の診療方針の説明等を行った場合、電話等再診料を算定できるか。
A	算定できる。

今回のオンライン診療等に関する対応は、新型コロナウイルス感染症が拡大し、医療機関への受診が困難になる状況下に鑑みた時限的な対応であり、永久的に続くことはありません。しかし、オンライン診療は労働力人口の減少をカバーする医療提供方法と考えられ、導入していない医院おいては、導入の検討の余地が十分にあると思われます。

■参考資料

厚生労働省：オンライン診療の適切な実施に関する指針の見直しに関する検討会

オンライン診療の適切な実施に関する指針

中央社会保険医療協議会総会

新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて（令和２年４月 10 日事務連絡）

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 14）（令和２年４月 24 日事務連絡）

医療機関が電話やオンラインによる診療を行う場合の手順と留意事項

首相官邸：新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

外務省：海外安全ホームページ　各国・地域における新型コロナウイルスの感染状況